

私的ダウンロード違法化の 問題点

BY 弁護士 小倉 秀夫

現行法

無許諾アップロードは、公衆送信権ないし送信可能化権侵害

著作権者等は次のような権利行使が可能

- ＊ アップローダーへの損害賠償請求
- ＊ アップローダーの刑事告訴
- ＊ サーバレンタル業者への送信防止措置請求

アップローダーの取締りは困難？

- * アップロードされている電子ファイルのファイル名、大きさ、ハッシュ値等は不特定人に公開されている
- * 権利者側で秘密裡にアップロードされている電子ファイルをダウンロードして中身を確認することも可
- * アップローダーの氏名・住所等はプロバイダ責任制限法により照会することが可能



アップローダーの把握は比較的容易！！

では、なぜ今“野放し”に？

- * 権利者がアップローダーに対しほとんど権利行使をしていない。
- * 「違法コンテンツ」に代替する正規商品を権利者が提供していない。
- * 無償かつ非営利のアップロードを「違法」とすることに、一般市民のコンセンサスが得られていない。
- * 無償かつ非営利のアップロードにより権利者が被る損害の甚大さを一般市民に納得させられていない。

ダウンロード行為を取り締まるには？

- * ダウンローダーのパソコンのハードディスクの中身は不特定人に公開されていない。
- * ダウンロード行為時のIPアドレスを第三者が知る方法はない。
- * ダウンローダーを探知するために権利者が秘密裡に電子ファイルをアップロードした場合、その電子ファイルは違法ファイルではない。



ダウンロードの探知は困難

それでもダウンロード行為を取り締まるには？

一般市民の自宅等に赴き、その使用するパソコンに蔵置されているデータ及び操作履歴等を写し取る証拠保全手続きが必要



一般市民のプライバシーは著しく害される！

権利者はそこまでは考えていない？

- * そうであるならば、ダウンロード行為を違法化する意味はない。
- * 国民の意思に反してまで創設させた権利を権利者が行使しないことを担保するものは何もない。

無許諾アップロードファイルの ダウンロードを禁止することの弊害

JASRAC及び東京キー局の明示的許諾のない音
声・映像情報を知ることの法的リスクの増大



- 情報鎖国の実現
- アマチュア等のOriginal Contentsの流通阻害



表現の自由・国民の知る権利の重大な危機

著作権法的位置づけ自体の変容

現行法

業者保護のための競業規制法



改正後

一般市民が知ってよい情報と知るべきでない情報とを
JASRAC等にコントロールさせる情報統制法

法形成過程論上の問題点

- * 規制強化推進派と慎重派との数的均衡がとれていない
審議会において、少数派の見解を切り捨てることの意味
- * パブリックコメントにおいて原案に反対する意見が多数を占めた場合に、これらの反対意見を答申に反映させずに原案どおりの答申を提出することの意味

この法改正が生み出すもの

特定の業界団体の利益を保護するための規制を強化する法律を、

一般市民の意思に反して、

立法府があっさり可決成立させたときの、

一般市民の失望感、絶望感、不公平感



我が国の民主主義自体の危機